

特定非営利活動法人 Smile of CIRA

定 款

(表紙)

名称：特定非営利活動法人 Smile of CIRA

主たる事務所：〒105-0004 東京都港区新橋二丁目 20 番 15 号 新橋駅前ビル 1 号館 601 号

本定款は、特定非営利活動促進法及び関係法令に基づき、
当法人の目的、組織、運営、会計その他必要な事項を定めるものです。

作成日：2025 年 9 月 29 日 / 設立予定：2026 年 3 月（予定）

特定非営利活動法人 Smile of CIRA 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 Smile of CIRA と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区新橋二丁目 20 番 15 号 新橋駅前ビル 1 号館 601 号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、食育、防災、環境、フードロス、子ども支援に関する活動を通じ、

人と人、地域と地域がつながり、誰もが安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 子どもの健全育成を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 食育に関する講座、ワークショップ、講演会等の開催
- (2) 防災意識の啓発、訓練及び災害時の支援に関する事業
- (3) フードロス削減、環境、子ども支援に資する情報提供及び活動支援

2 その他の事業

- (1) 寄付された物品の販売事業
- (2) ホームページへの広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

1 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

1 退会したとき。

2 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体が解散したとき。

3 会費を納期限から一年以上滞納したとき。

4 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とする。理事のうち1人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。理事長は理事の互選により定める。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条

役員が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 本法人の会議は、総会及び理事会とする。

(総会の構成)

第20条

総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権限)

第21条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 定時総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時総会は必要があるときに開催する。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条によってあらかじめ通知した事項とする。

(総会での表決権等)

第27条 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会及び理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席者の署名又は記名押印をもって保管する。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 本法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長の選任及び解職

(理事会の開催)

第31条 理事会は、理事長が必要と認めたとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、各理事が招集する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その都度理事会において選任する。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条次項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は平等とする。

(理事会の議事録)

第36条 総会及び理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席者の署名又は記名押印をもって保管する。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 入会金及び会費
- 2 寄附金品
- 3 事業に伴う収入
- 4 資産から生ずる収入
- 5 その他の収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利法人に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 本法人の会計は、法令及び会計基準に従い、適正に処理する。

(会計の区分)

第41条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計とする。

(事業年度)

第42条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。

(収支決算等)

第44条 本法人の収支決算は、理事長が作成し、監事の監査を経て、理事会の議決を経た上で総会の承認を受けなければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 本法人は、法令に定める帳簿及び書類を主たる事務所に備え置き、閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第46条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の審査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 本定款の変更は、総会において総会構成員の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の賛成による議決を経て、所轄庁の認証又は変更届出等、法令所定の手続を了したときにその効力を生ずる。

(解散)

第49条 本法人は、次の各号のいずれかに該当するときは解散する。

- 1 総会の議決
- 2 目的の達成又は事業の成功の不能
- 3 正会員の欠亡
- 4 合併
- 5 破産手続開始の決定

(残余財産の帰属)

第50条 本法人の解散に伴う残余財産は、総会の議決を経て、特定非営利活動促進法第11条第3項に定める者に帰属させる。

(合併)

第51条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本法人の公告は、掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条

本法人の事務を処理するため、事務局を主たる事務所に置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 本定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 中村詩織

理事 松井順子

理事 疋田裕美

理事 積山伸一

理事 齊藤香織

監事 玉那覇 俊

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、本法人設立の日から令和9年3月31日までとする。

4 本法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、本法人設立の日から令和8年3月31日までとする。

5 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。

6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 正会員 (個人・法人・団体) : 36,000円

(2) 入会金 無料

施 行・認 証・登 記

(施行)

本定款は、所轄庁の認証を受け、登記をもって施行する。

(認証)

所轄庁認証日： 年 月 日

(登記)

設立登記完了日： 年 月 日

代表者署名欄

特定非営利活動法人 Smile of CIRA

代表理事

印

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 Smile of CIRA

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏 名			
1	理事	ナカムラシオリ 中村詩織		無	理事長
2	理事	マツイユキコ 松井順子		無	
3	理事	サイトウカオリ 齊藤 香織		無	
4	理事	ヒキダヒロミ 疋田裕美		無	
5	理事	セキヤマシンイチ 積山伸一		無	
6	監事	タマナハシュン 玉那覇俊		無	
7					
8					
9					
10					

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Smile of CIRA

1 事業実施の方針

Smile of CIRA は、平時から食品レスキュー・子ども食堂支援・防災啓発を行い、有事には迅速に支援を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 900 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
食育に関する講座、ワークショップ、講演会等の開催	食育授業の開催	月1回＋年4回	全国対象	延べ50名	子ども・高齢者	1,000人	400
防災意識の啓発、訓練及び災害時の支援に関する事業	防災ワークショップの開催	年20回＋災害発生時	首都圏・被災地	延べ30名	地域・被災住民・被災者	600人	300
フードロス削減に資する情報提供及び活動支援	規格外野菜、寄付食品をレスキューし、支援活動で実施。	毎月2回	全国対象	延べ40名	子ども・保護者・生活困窮者	100人	200

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 200 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄付された物品の販売事業	不必要なものを必要なところへ販売し、活動支援金として計上。	年2回	地域施設	延べ10名	100
ホームページへの広告掲載事業	SNS・ニュースレター発行	毎月／年4回	オンライン	5名	100

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Smile of CIRA

1 事業実施の方針

Smile of CIRA は、平時から食品レスキュー・子ども食堂支援・防災啓発を行い、有事には迅速に支援を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,200 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
食育に関する講座、ワークショップ、講演会等の開催	食育授業の開催	月1回 年4回	全国対象	延べ50名	子ども・高齢者	1,000人	500
防災意識の啓発、訓練及び災害時の支援に関する事業	防災ワークショップの開催	年20回 +災害発生時	首都圏・被災地	延べ30名	地域・被災住民・被災者	600人	400
フードロス削減に資する情報提供及び活動支援	規格外野菜、寄付食品をレスキューし、支援活動で実施。	毎月2回	全国対象	延べ40名	子ども・保護者・生活困窮者	100人	300

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 350 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄付された物品の販売事業	不必要なものを必要なところへ販売し、活動支援金として計上。	年2回	地域施設	延べ10名	200
ホームページへの広告掲載事業	SNS・ニュースレター発行	毎月／年4回	オンライン	5名	150

7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 Smile of CIRA

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費 正会員受取会費	3,600,000	3,600,000		0	3,600,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	2,000,000	2,000,000		0	2,000,000
3	受取助成金等 受取補助金	300,000	300,000	300,000	300,000	600,000
4	事業収益 食育に関する講座、ワークショップ、講演会等の開催事業収益 防災意識の啓発、訓練及び災害時の支援に関する事業事業収益 フードロス削減、環境、子ども支援に資する情報提供及び活動支援事業収益 寄付された物品の販売事業事業収益 ホームページへの広告掲載事業収益	150,000 150,000 150,000	450,000		200,000	650,000
5	その他の収益 受取利息		0		0	0
経 常 収 益 計			6,350,000		500,000	6,850,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費					
(1)	人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	2,000,000	2,000,000		0	2,000,000
(2)	その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費	600,000 1,500,000 500,000	2,600,000		0	2,600,000
事業費計			4,600,000		0	4,600,000
2	管理費					
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	720,000	720,000		0	720,000
(2)	その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	100,000 300,000 360,000 240,000	1,000,000		0	1,000,000
管理費計			1,720,000		0	1,720,000
経 常 費 用 計			6,320,000		0	6,320,000
当期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			30,000		500,000	530,000
【C】 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益 過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0		0	0
経 理 区 分 振 替 額・・・③			500,000		-500,000	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④			530,000		0	530,000
	法人税、住民税及び事業税・・・⑤ 前期繰越正味財産額・・・⑥					
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④－⑤+⑥						530,000

8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 Smile of CIRA

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益					
1 受取会費 正会員受取会費	7,200,000	7,200,000		0	7,200,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	3,000,000	3,000,000		0	3,000,000
3 受取助成金等 受取補助金	300,000	300,000	300,000	300,000	600,000
4 事業収益 食育に関する講座、ワークショップ、講演会等の開催事業収益 防災意識の啓発、訓練及び災害時の支援に関する事業事業収益 フードロス削減、環境、子ども支援に資する情報提供及び活動支援事業収益 寄付された物品の販売事業事業収益 ホームページへの広告掲載事業収益	300,000 300,000 300,000	900,000		400,000	1,300,000
5 その他の収益 受取利息		0		0	0
経 常 収 益 計		11,400,000		700,000	12,100,000
【B】 経 常 費 用					
1 事業費					
(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	2,000,000	2,000,000		0	2,000,000
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 印刷製本費	600,000 1,500,000 500,000	2,600,000		0	2,600,000
事業費計		4,600,000		0	4,600,000
2 管理費					
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	720,000	720,000		0	720,000
(2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	100,000 300,000 360,000 240,000	1,000,000		0	1,000,000
管理費計		1,720,000		0	1,720,000
経 常 費 用 計		6,320,000		0	6,320,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①		5,080,000		700,000	5,780,000
【C】 経 常 外 収 益					
固定資産売却益 過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計		0		0	0
【D】 経 常 外 費 用					
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計		0		0	0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②		0		0	0
経 理 区 分 振 替 額・・・③		700,000		-700,000	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④		5,780,000		0	5,780,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤ 前期繰越正味財産額・・・⑥					
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④－⑤+⑥					5,780,000

特定非営利活動法人 Smile of CIRA 設立趣旨書

1. 設立の背景

近年、地震や豪雨など大規模な自然災害が全国各地で頻発している。その現場では「必要な人に必要な物資や食が迅速に届かない」という課題が繰り返し見られてきた。

また一方で、国内では年間500万トン以上の食品ロスが発生しており、まだ食べられる食品が廃棄されている。これらを有効に活用すれば、子ども食堂や福祉施設を支援し、地域における生活困窮者支援にもつながられる。

このように「災害支援」「食品ロス削減」「地域福祉」の3つの課題は相互に関わっており、包括的に取り組む必要がある。

2. 設立の目的

本法人は、「必要なものを必要な人へ」を合言葉に、食を通じた支え合いの仕組みを構築し、平時から全国的なつながりを持ちながら、有事には迅速に支援が行える体制を整備することを目的とする。

具体的には、子ども・高齢者・障がい者を含むすべての人々が安心して暮らせる社会を実現するため、食支援、防災、教育、地域連携の取り組みを推進する。

3. 活動内容

1. 食品・物資支援事業

規格外野菜や寄付食品をレスキューし、子ども食堂・福祉施設・生活困窮世帯に提供する。災害発生時には、物資輸送や支援マッチングを迅速に行う。

2. レスキューキッチンカー事業

平時は地域イベントや食育ワークショップで活用し、有事には被災地に出動して炊き出しを行い、温かい食事を届ける。

3. 食育・防災教育活動

学校や地域での講演会・ワークショップ（例：食育クイズ釣り、防災バッグづくり）を通じ、子どもから大人まで幅広い層に学びの場を提供する。

4. 全国ネットワークの形成

平時からオンライン会議や情報共有を通じて企業・団体・学生ボランティアとつながり、有事には人材・物資を迅速に動かせる体制を整備する。

5. 地域連携プロジェクト

農家と協力して規格外野菜を活用し、福祉施設や就労支援作業所と連携して仕分けや配送を行うことで、農業・福祉・地域経済の循環を生み出す。

4. 将来展望

平時には「地域の居場所」として食と学びの場を提供し、有事には「命をつなぐ拠点」として機能する団体を目指す。

全国の自治体・企業・NPOと協力し、平時からのネットワークが有事に生きるモデルを広げることで、次世代に安心と希望をつなぐことを使命とする。

令和7年 9月 10日

設立代表者

氏名

中村詩織

